

資料 2

東北地方太平洋沖地震に係る対応について

派遣労働者等に対する災害対策

職業紹介事業・労働者派遣事業の許可有効期間の延長

○震災の影響を受けた事業主で、有料又は無料の職業紹介事業の許可及び一般労働者派遣事業の許可の有効期間が平成23年8月30日までに満了する場合、平成23年8月31日まで許可の有効期間を延長する。（平成23年3月17日告示）

事業報告書等の提出についての期限猶予

○法令上履行すべき義務とされている労働者派遣事業報告、職業紹介事業報告、労働者供給事業報告の提出については免責し、平成23年6月30日までの提出期限とする。（平成23年3月17日通知）

派遣労働者雇用安定化特別奨励金の支給申請の期限の猶予

○震災の影響により、支給申請を期限までに提出できなかった場合でも、支給申請などが可能になった後7日間以内にその理由を記した書面を添えて提出すれば、期限までに支給申請などがあったものとして取り扱う。（平成23年3月17日通知）

激甚災害時における特例措置に係る事業所の取り扱いについて

○派遣先が直接的な被害を受け、労働者派遣事業としてやむを得ず休廃止した場合に、直接の被害を受けたものとして、激甚災害法に係る雇用保険の特例措置（震災により休業を余儀なくされた場合に特例的に失業給付の受給ができる措置）の対象とする。（平成23年3月18日通知）

労働者供給事業の許可手続きの一部を省略する特例

○労働者供給事業許可申請時に各都道府県労働委員会が発行する「労働組合資格証明書」の添付が間に合わない場合、当該証明書を後日提出することができることとする。（本特例は平成23年8月31日までに行われる許可申請が対象）（平成23年3月23日通知）

派遣労働者への配慮について各団体に要請

○震災により被害を受けた派遣労働者に対し、派遣元事業主および派遣先が、派遣労働者の雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をするよう、大臣名で人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請を行った。（平成23年3月28日要請）

東北地方太平洋沖地震の影響を受けた

職業紹介事業者、労働者派遣事業者の方へ

有料または無料の職業紹介事業の許可、一般労働者派遣事業の許可の有効期間が、平成23年8月30日までに満了する場合、

許可の有効期間を 平成23年8月31日まで延長します

対象となる事業主……以下の①②いずれにも当てはまる事業主

① 特定被災区域（※）に主たる事務所を有する事業主

（※）災害救助法が適用された市町村の区域（東京都は除く）

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県内の一部市町村が該当します。（各県のホームページ、厚生労働省ホームページで確認できますが、追加される場合もありますので、ご注意ください）

② 平成23年4月10日から8月30日までの間に、有料または無料職業紹介事業の許可の有効期間が満了する事業主

または

平成23年6月11日から8月30日までの間に、一般労働者派遣事業の許可の有効期間が満了する事業主



条件に当てはまる場合、許可の有効期間を平成23年8月31日まで延長します。これについての特段の手続は不要で、お持ちの許可証のまま、平成23年8月31日まで、事業を続けることができます。

条件に当てはまらない場合でも、地震で影響を受けた事業主が、理由を記した書面により延長を申し出た場合、個別に有効期間が延長されますので、都道府県労働局にご相談ください。



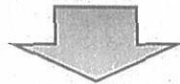
厚生労働省・都道府県労働局

平成23年8月31日まで有効期間が延長された事業主の許可の更新について

- 有料または無料職業紹介事業の許可の更新を希望する場合は、
平成23年8月1日までに
 - 一般労働者派遣事業の許可の更新を希望する場合は、
平成23年5月31日までに
- 申請書等の書類をご提出ください。

事業報告書等の提出について

平成23年3月11日から6月29日までの間に、法令上履行すべき義務について、東北地方太平洋沖地震の影響により期間内に履行できなかったが、平成23年6月30日までに履行した場合は、法令違反にはなりません。



具体的には

労働者派遣事業報告

.....2月決算の事業主は本来3月末が提出期限であるところ、6月末までに報告書を提出すればよいことになります。

職業紹介事業報告

.....平成22年度の事業報告について、本来4月末が提出期限であるところ、6月末までに報告書を提出すればよいことになります。

※なお、事業主の住所が特定被災区域にある場合は、その全事業所について猶予し、事業主の住所が特定被災区域以外にある場合は、特定被災区域内にある事業所分のみ猶予します。

詳細は、厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局におたずねください。
最新情報については、人材サービス総合サイトに随時掲載いたします。

<http://www.jinzai-sougou.go.jp/Index.aspx>



厚生労働省・都道府県労働局

各種助成金の支給申請を お考えの事業主の方へ

東北地方太平洋沖地震の影響（道路の寸断、書類の紛失など）により、
支給申請などを期限までに提出できなかった場合でも、

支給申請などが可能になった後、一定期間内に

**その理由を記した書面を添えて提出していただければ、
期限までに支給申請などがあったものとして取り扱います。**

※ いつの時点で支給申請などが可能になったかどうかについては、事業主の方のご事情を踏まえ、判断いたします。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、公共職業安定所などに来所できず、各種助成金の支給申請書類などを期限までに提出できなかった（できない）事業主の方も多いと思われます。以下の助成金については、今回の場合、「天災その他やむを得ない理由」に該当しますので、災害がやんで支給申請などが可能になった後一定期間内に、その理由を記した書面を添えて提出していただければ、期限までに支給申請などがあったものとして取り扱います。

対象の助成金と、提出できる期間

支給申請などが可能になった日から	助成金名称（五十音順）
7日以内	・ 育児休業取得促進等助成金 ・ 介護基盤人材確保等助成金 ・ 介護未経験者確保等助成金 ・ 介護労働者設備等整備モデル奨励金 ・ 建設業新分野教育訓練助成金 ・ 建設業離職者雇用開発助成金 ・ 雇用調整助成金 （中小企業緊急雇用安定助成金を含む） ・ 事業所内保育施設設置・運営等助成金 ・ 受給資格者創業支援助成金 ・ 障害者就業・生活支援センター設立準備助成金 ・ 障害者初回雇用奨励金 （ファーストステップ奨励金） ・ 精神障害者雇用安定奨励金 ・ 地域雇用開発助成金 ・ 地域再生中小企業創業助成金 ・ 中小企業子育て支援助成金 ・ 中小企業雇用安定化奨励金 ・ 通年雇用奨励金 ・ 特定求職者雇用開発助成金 ・ 特例子会社等設立促進助成金 ・ 難治性疾患患者雇用開発助成金 ・ 派遣労働者雇用安定化特別奨励金 ・ 発達障害者雇用開発助成金 ・ 労働移動支援助成金
1ヵ月以内	・ 既卒者育成支援奨励金 ・ 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金 ・ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 ・ 試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金） ・ 実習型試行雇用奨励金・実習型雇用奨励金・正規雇用奨励金 ・ 若年者等正規雇用化特別奨励金 ・ 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金

詳細は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

東北地方太平洋沖地震に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

▶ ハローワークへ来所できない方々の「失業の認定日」の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。

▶ 居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。

▶ 災害時における雇用保険の特例措置について

① 概要

- ①事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）。
- ②災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます（離職）。

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合が対象となります。

※上記の失業給付は、雇用保険に6カ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

② 特例措置の利用に当たっての留意事項

- 上記①に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「休業証明書（通常の離職証明書と同様の様式）」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「休業票」をご持参ください。
 - 上記②に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「離職証明書」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「離職票」をご持参ください。
- ※事業所から「休業票」や「離職票」を受け取れる状態にない場合は、その旨、ハローワークにご相談ください。
- この特例措置制度を利用して、雇用保険の支給を受けた方については、受給後に雇用保険被保険者資格を取得した場合に、今回の災害に伴う休業や一時的離職の前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されませんので、制度利用に当たってはご留意願います。



厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

緊急に労働者供給事業を実施する労働組合御担当者様へ

平成23年東北地方太平洋沖地震の災害により
被災した組合員の就労を確保するための

労働者供給事業の許可申請の特例

許可申請時に各都道府県労働委員会が発行する
「労働組合資格証明書」の添付が間に合わない場合、
当該証明書を後日提出することができます。

都道府県労働委員会に当該証明書の発行を申請しておき、
後日、都道府県労働局に当該証明書を提出して下さい。

許可に申請に要する書類は次のとおりです。

イ 労働者供給事業許可申請書(様式第1号)

ロ 許可申請関係添付書類

- ① 労働組合等規約(任意様式)
- ② 供給先との供給契約のヒナ型(任意様式)
- ③ 労働組合等の組織に関する書類(任意様式)
- ④ 労働者供給事業運営規程(任意様式)
- ⑤ 労働者供給事業計画書(様式第3号)
- ⑥ 労働組合等役職員名簿(様式第4号)

ハ 労働組合等の資格証明等に要する書類

(各都道府県労働委員会の発行する労働組合資格証明書)

⇒ 後日、提出することができます。

本特例の対象となる労働者供給事業の許可申請は、
平成23年8月31日までに行われるものです。

詳細は、

厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局にご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局

平成23年3月28日

【照会先】

職業安定局 派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課 長 鈴木 英二郎

課長補佐 大塚 弘満

需給調整係長 坂本 和也

企画係長 富永 隼行

(代表電話)03(5253)1111 (内線 5745、5312)

(直通電話)03(3502)5227

報道関係者 各位

**東北地方太平洋沖地震により被害を受けた派遣労働者への
配慮について要請しました
～厚生労働大臣から、人材派遣関係団体や主要経済団体に対し、
派遣労働者の雇用の安定や保護を図っていただくよう要請～**

平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた派遣労働者に対し、派遣元事業主及び派遣先が、派遣労働者の雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をしていただけるよう、今般、細川律夫厚生労働大臣名で、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して、要請を行いました。

具体的には、人材派遣関係団体など派遣元事業主の団体に対して、

- ① 労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めていただくこと
- ② やむを得ず休業する場合にあっても、雇用調整助成金を活用するなど、休業についての手当の支払いに努めていただくこと

を要請しました（別添1参照）。

また、主要経済団体など派遣先の団体に対して、

- ① 現在締結されている労働者派遣契約をできる限り継続していただくこと
- ② やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合には、休業等による派遣元事業主の損害の適切な賠償や関連会社への就職のあっせん等派遣労働者の新たな雇用機会の確保に努めていただくこと

を要請しました（別添2参照）。

（要請団体については、別添3参照）

平成 23 年 3 月 28 日

(派遣元 団体の長) 殿

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた
派遣労働者への配慮に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震により、多数の尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表させていただきます。

今般の震災及びこれに伴う計画停電の実施により、今後相当の期間にわたり、経済活動と雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣元事業主の皆様におかれても、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成 11 年労働省告示第 137 号)に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じていただくとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いいたします。

まず、労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、別の地域に配置転換を行うことを通じて就業場所を確保していただくなど派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることに努めていただくようお願いいたします。

また、やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用するなどして、休業についての手当を支払っていただくようお願いいたします。特に、雇用調整助成金については、事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するために既に特例措置を決定するなど、政府を挙げて対策に努めることとしています。雇用調整助成金については、労働局又はハローワークで御相談を承っておりますので、こうした措置を是非御活用ください。

このように、派遣労働者の雇用維持・確保に向けて、上記のとおり、貴団体の会員企業に対し、御協力をお願いしたく、周知啓発されるようお願い申し上げます。

厚 生 労 働 大 臣

(署 名)

第2 派遣元事業主が講ずべき措置

2 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(1) 雇用契約の締結に際して配慮すべき事項

派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、当該労働者の希望及び労働者派遣契約における労働者派遣の期間を勘案して、雇用契約の期間について、当該期間を当該労働者派遣契約における労働者派遣の期間と合わせる等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めること。

(2) 労働者派遣契約の締結に当たって講ずべき措置

派遣元事業主は、労働者派遣契約の締結に当たって、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除が行われる場合には、派遣先は派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること及びこれができないときには少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い当該派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされることにより生ずる損害である休業手当、解雇予告手当等に相当する額以上の額について損害の賠償を行うことを定めるよう求めること。

(3) 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置

派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確保すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。また、当該派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当の支払等の労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく責任を果たすこと。さらに、やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇しようとするときであっても、労働契約法（平成19年法律第128号）の規定を遵守することはもとより、当該派遣労働者に対する解雇予告、解雇予告手当の支払等の労働基準法等に基づく責任を果たすこと。

東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。
- ※ 既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

(主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
- さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

※ 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱いますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

平成 23 年 3 月 28 日

(派遣先 団体の長) 殿

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた
派遣労働者への配慮に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震により、多数の尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表させていただきます。

今般の震災及びこれに伴う計画停電の実施により、今後相当の期間にわたり、経済活動と雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣先事業主の皆様におかれても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成 11 年労働省告示第 138 号)に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じていただくとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いいたします。

まず、派遣労働者が就業場所を失うことのないよう、現在締結されています労働者派遣契約についてはできる限り継続されるようお願いいたします。

さらに、やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合であっても、休業等により生じる派遣元事業主の損害を契約に基づき適切に賠償することや、関連会社における就業をあつせんする等により派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることに努めていただくようお願いいたします。

このように、派遣労働者の雇用維持・確保に向けて、上記のとおり、貴団体の会員企業に対し、御協力をお願いしたく、周知啓発されるようお願い申し上げます。

厚生労働大臣

(署 名)

(平成11年労働省告示第138号)

派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

り場な勞るををつを定
 よるき該ず償た供安
 にすで当生賠當提の
 由とががりのにの用
 事うれ主よ害る務雇
 きおこ業に損め役の
 べ行び事とて定の者
 すを及元こいを遣働
 帰除と遣るつ間派働
 に解こ派れに期者遣
 責のる該さ額の働派
 の約図當くの遣勞、
 先契をいな上派て等
 遣遣保伴儀以者いる
 派派確に余額働おも
 て、者の除をる勞に定
 かつ勞機のと當た遣長こと。
 たに業約こ相ま派り
 当前就契約に。該限る
 にるな遣せ等と。當な努め
 結了な派さ當こ、能う
 締了新者業手いつ可う
 の満の働休告なつて
 約が者勞を予らしし
 契間働該者雇な力案を
 契期勞當働解ば協働
 遣遣も勞、れとを配
 者契派と遣當け主間な
 働の契派は遣手な業期
 賃先はく派手な業期
 勞約先なる業め事必要
 は、契遣少係休定元すに
 先遣派はにるを遣とめ
 遣者はき派でこ、よる
 勞働にと者害うはけ図
 勞働にと者害うはけ図

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元事業主の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に解除の申入れを行うこと。

派遣先の就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。

[illegible]

(5) 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行う場合であつて、派遣元事業主から請求があつたときは、労働者派遣契約の解除を行う理由を当該派遣元事業主に対し明らかにすること。

派遣先

社団法人日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国中小企業団体中央会

派遣元

社団法人日本人材派遣協会
社団法人日本生産技能労務協会
有限責任中間法人日本エンジニアリングアウトソーシング協会
日本サービス業人材派遣協会
中部アウトソーシング協同組合

ル